

## 第1 審議会の設置と活動

### 1 概要

#### ● 審議会について

青森市（以下、「市」という）は、市基本方針（以下、「市基本方針」という）に基づき、青森市いじめ防止対策審議会条例を制定し、平成27年6月1日（月）に法第14条第3項に基づく審議会を設置（委員5名）した。

審議会の主な所掌事務は以下のとおりである。

- 市が設置する小学校及び中学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項の調査審議（審議会条例第3条第1項）
- 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及びその結果の報告（同条第2項）
- その他いじめの防止等のための対策に関し市教委が必要と認める事項の調査審議（同条第3項）

#### ● 事件の発生

平成28年8月25日（木）午前10時4分頃、生徒の死亡にかかる事件が発生した。

#### ● 審議会への諮問

平成28年9月7日（水）、市教委は、第1回臨時会において、本事件を法第28条第1項に定める重大事態と判断し調査の諮問を行った。同日、審議会は調査を開始した。

調査に関する諮問事項は次の通りである。

- いじめの有無に関する事実関係について
- 死に至った過程や背景について
- 再発防止策について

#### ● 審議会委員の交代と審議の続行

途中2名の臨時委員を加え7名の委員で調査審議を行ったが、任期満了となる平成29年5月31日をもって7名全員が退任し、調査審議は次期委員に引き継がれこととなった。

平成29年12月6日（水）平成29年度第1回審議会を開催し、新たな委員6名による調査審議を開始した。

#### ● 答申

平成30年8月2日（木）市教委に対し調査報告書を答申した。

## 2 審議会による調査開始までの経緯

### （1）事件の発生

平成28年8月25日（木）午前10時4分頃、JR奥羽本線、北常盤駅にて、弘前発青森行きの普通列車が北常盤駅のホームに進入した際、故人が線路上に転落し、列車と衝突した。

## (2) 生徒のプロフィール

ア 氏名・性別

葛西 りま・女

イ 生年月日

平成15年1月24日生まれ（当時13歳）

ウ 住所

[REDACTED]

エ 家族構成

父、母、姉

## (3) 学校での調査（基本調査）

ア 平成28年8月29日（月）

管理職による全職員からの聴き取り調査

イ 平成28年9月 5日（月）

全校生徒及び保護者へのアンケート実施及び生徒との個別面談

ウ 平成28年9月～（毎月）

定期的ないじめ実態調査（本事案以前にもいじめ実態調査はなされてい  
たが、本事案以降、毎月1回の頻度で行うこととされた。）

## (4) 審議会の設置の経緯と活動

### ア 審議会の設置と調査の開始

審議会は、市教委の諮問に応じ、市が設置する小学校及び中学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項を調査審議する（審議会条例第3条第1項）ほか、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を市教委に報告する（同条第2項）こととされている。

また、審議会は、委員5名以内をもって組織し、委員は人格が高潔で広く社会の実情に通じ、いじめの防止等のための対策に関して高い識見を有する者のうちから、市教委が委嘱または任命するものとされている（同条例第4条第1項及び第2項）。

市教委は、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干名を置くことができるとされている（同条第3項）。

平成27年6月1日（月）委員5名が委嘱され、同日開催された平成27年度第1回審議会において、委員の互選により櫛引素夫氏を審議会会长に選出した。

平成28年9月7日（水）平成28年度第1回臨時会において、市教委から重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事項について諮問され、調査審議を開始した。

同年11月に1名、12月に1名、計2名の臨時委員を追加した。

## イ 審議会の構成員

任期：平成27年6月1日～平成29年5月31日

	区分	氏名	所属等
①	教育に関し学識経験を有する者	櫛引 素夫	青森大学 社会学部 教授
②	弁護士	山本 鉄也	青い森法律事務所 弁護士
③	精神保健又は児童等の心身の育成及び発達に関し学識経験を有する医師	荒谷 雅子	(財) 日本医療機構 評価機構認定病院芙蓉会病院 精神科 医師
④	精神保健福祉士又は心理学に関する専門的知識及び技術により、心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う能力を有すると認められる者	蝦名 享子	(財) 日本医療機構 評価機構認定病院芙蓉会病院 臨床心理士
⑤	社会福祉士又は児童福祉に関し学識経験を有する者	齋藤 史彦	公立大学法人 青森県立保健大学 健康科学部 社会福祉学科 講師
⑥	臨時委員 (学校教育関係)	木村 伸一	元中学校校長 (任期：平成28年11月1日～)
⑦	臨時委員 (ＩＣＴ関係)	本田 政邦	NPO法人役員 (任期：平成28年12月19日～)

## ウ 審議会の開催状況

上記イの委員による本事案の調査・審議のための審議会は、平成28年9月7日に平成28年度第1回審議会臨時会を開催して以来、平成29年5月28日平成29年度第1回臨時会まで、臨時会を8回、作業部会としての連絡会を29回開催した。

## エ 審議会の聴き取り調査

上記イの委員による聞き取り調査は、遺族、関係生徒及び保護者、関係教員及び関係者を対象として、延べ103名に対して行った。

## オ 報告書（案）の作成

《平成29年》

3月26日（日） 遺族への報告書（案）の説明

4月11日（火） 遺族及び代理人弁護士への報告書（案）の説明

5月 9日（火） 遺族からの要望書への考え方を市教委に説明  
5月 31日（水） 遺族への報告書（案）の説明

### 3 審議会委員の交代の経緯と調査の続行

#### （1）審議会委員の交代

審議会は、平成27年6月1日に設置され、平成28年9月以降、浪岡中学校における重大事態に係る調査審議を進め、その結果を報告書（案）として取りまとめ、その内容につき口頭で平成29年3月26日及び同年4月11日の2回にわたって遺族に説明し（2回目は遺族側要望による。この時は代理人弁護士が同席した。）、同年4月16日に報告書（案）の閲読の機会を提供した。

これらの確認後、遺族側からは、報告書（案）の「思春期うつ」等の一部内容に関する疑義が呈され、これに対する審議会の説明に対しても、「思春期うつ」の認定の根拠の提示がないなどの指摘をさらに受けることとなった。そして、遺族代理人及び遺族代理人からは、審議会に対して、「思春期うつ」の根拠を示さないままの報告書（案）を撤回して再考することが求められたが、審議会は報告書（案）を撤回しなかった。

その後、平成29年4月23日に、遺族及び代理人弁護士から、審議会及び市教委に対し要望書が提出された。代理人要望書においては、

- ① 「独自の『自殺論』に立脚した報告書原案の内容は変更ないし削除されたい」
- ② 「イジメ被害の実態解明を調査目的の第一義として位置付けていただきたい」
- ③ 「イジメ問題に詳しい審議会委員を選任して、浪岡中学校の対応と自死の因果関係について再検討されたい」
- ④ 「審議会が行う調査の目的は、故人に対してどのようなことが行われていたかを解明することにあるのであるという観点に立って、可能な限りの事実を認定し、その事実と自死との関係についての考察を行っていただきたいたい」との要望、また、
- ⑤ 「イジメ事件に『修復的司法』を適用することについては慎重さが求められ」、「修復的司法を適用してはいけないケース」でこれを適用した場合には「イジメ事件をかえって混乱させたり、いじめ被害を拡大させる可能性がある」

との指摘がされた。また、遺族及び代理人要望書において、委員の一部の解任及び県外からの新たな委員による再検討が求められた。

本要望をふまえ、市教委及び審議会において協議し、県外委員の選任を含め検討を開始したが、結局、委員の一部解任は行われず、平成29年5月31日の任期満了をもって、次期委員に調査審議を引き継ぐこととして7名の委員全員が退任した。

遺族からは、根拠なく、自死の原因を「思春期うつ」であるとしたり、家族の対応を問題視したりする報告書（案）の記載内容により、また、家族の対応

に問題があったのではないか問いただすような遺族の心情への配慮に欠ける委員の発言により、さらに、上記の委員交代の経緯自体で気持ちを傷つけられ、二次被害ともいべき結果となったとの厳しい指摘がされている。

## (2) 審議会委員の人選の経緯

平成29年 6月 7日 (水)

遺族及び代理人弁護士と市教委で次期審議会委員の人選について協議し、選任に当たっては事前に説明・調整の上で行うことを確認した。

平成29年 6月 28日 (水)

推薦依頼していた日本児童青年精神医学会から推薦見合せの連絡があった。

平成29年 9月 13日 (水)

中谷敬明臨床心理士が審議会委員に就任。

(委嘱期間は平成29年9月13日から平成31年9月12日まで)

平成29年 9月 14日 (木)

野村武司弁護士が審議会委員に就任。

(委嘱期間は平成29年9月14日から平成31年9月13日まで)

伊東亜矢子弁護士が審議会委員に就任。

(委嘱期間は平成29年9月14日から平成31年9月13日まで)

平成29年 11月 9日 (木)

天笠崇精神科医が審議会委員に就任。

(委嘱期間は平成29年11月9日から平成31年11月8日まで)

平成29年 11月 10日 (金)

和久田学特任講師が審議会委員に就任。

(委嘱期間は平成29年11月10日から平成31年11月9日まで)

平成29年 11月 30日 (木)

前島康男教授が審議会臨時委員に就任。

(委嘱期間は平成29年11月30日から本調査審議が終了するまで)

平成29年 12月 6日 (水)

平成29年度第1回審議会を開催し、委員の互選により野村武司氏を審議会会长に選出した。

## (3) 審議会の構成員

区分	氏名	所属等
① 教育に関し学識経験を有する者(いじめ問題に関する専門家)	和久田 学	大阪大学大学院 大阪大学・ 金沢大学・浜松医科大学・ 千葉大学・福井大学 連合小児発達学研究科 特任講師

②	教育に関し学識経験を有する者(学校教育に関する専門家)	前島 康男	東京電機大学 理工学部 共通教育群 教授
③	弁護士	野村 武司	埼玉弁護士会 弁護士
④	弁護士	伊東 亜矢子	第二東京弁護士会 弁護士
⑤	精神保健又は児童等の心身の育成及び発達に関し学識経験を有する医師	天笠 崇	医療法人財団 東京勤労者医療会 代々木病院 精神科 科長
⑥	精神保健福祉士又は心理学に関する専門的知識及び技術により、心理に関する相談に応じ、助言、指導その他に援助を行う能力を有すると認められる者	中谷 敬明	岩手県立大学 社会福祉学部 人間福祉学科 教授

#### (4) 審議会の開催状況

平成29年12月6日に平成29年度第1回審議会を開催して以来、青森市及び東京都内を会場として、審議会10回、作業部会としての連絡会を7回開催した。

#### (5) 審議会の調査

##### ア 審議会の資料収集

- ・審議会 市教委作成資料
- ・審議会 学校作成資料
- ・審議会 調査資料
- ・審議会 配付資料

##### イ 審議会の聞き取り調査

遺族及び代理人弁護士、関係生徒及び保護者、関係教員及び関係者を対象として、延べ65名に対して行った。

#### (6) 答申

平成30年8月2日(木)市教委に対し、調査報告書を答申した。